

医薬品副作用被害救済制度の周知の取組

- 業界や薬剤師会等の団体等とも連携しながら、以下のような取組を実施。

【厚生労働省の取組(例)】

■ 救済制度の相談先の表記

- ・ 一般用医薬品外箱等に救済制度の相談先を表記(H21年度～)
- ※薬袋に救済制度の相談先等を記載(PMDA)(H16年度～)

■ 薬局等において救済制度の解説掲示を義務化(H21年度～)

- 医師、薬剤師等が厚生労働省へ副作用報告を行う際、対象患者への制度紹介を促すことができるよう、副作用報告の様式に救済制度のリーフレットを封入し、約30万部を医師会等を通じて配布。(H22. 3及びH23. 3)



※薬袋記載用
(PMDAのHPからDL可能)

【PMDAの取組(例)】

■ 相談体制の整備

- ・ 専任職員配置、メール相談開始(H16年度～)
- ・ 救済制度の相談用フリーダイヤルを設置(H17年度～)

■ 医療関係者に対する救済制度の周知

- ・ 医療関係者向け解説冊子の作成、説明DVDを医学薬学系教育機関へ配布(H18年度～)

■ 一般国民、医療関係者に対する救済制度の認知度調査を実施(H21年度～)

■ PMDAホームページ等による各種情報提供

- ・ 救済事例の公表、診断書作成等の負担軽減のため疾病ごとの診断書記入例の掲載 等



※各方面説明用リーフレット
(PMDAのHPからDL可能)